

(様式第1号)(条例第11条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

氏 名(法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり記録情報の開示を請求します。

個人情報取扱事務の名称又は記録情報を特定するために必要な事項	(知りたい事項などを具体的に記入してください。)
記録情報の本人の氏名及び住所	(開示請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する 内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) 未成年者( 年 月 日生 ) 成年被後見人
法定代理人が開示請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する 内にレ印を記入し、同意がない場合はその理由を記入してください。) 有 無
同意がない理由	
希望する開示の方法	(希望する 内にレ印を記入してください。) 閲覧又は聴取・視聴 写し等の交付 記録情報(口頭により請求することができるものに限る。) を転記した書面の交付

- (注) 1 請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書



(様式第2号)(条例第11条関係)

## 自己情報開示請求補正要求書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで提出のありました自己情報開示請求書については、不備があると認められるので、長野県個人情報保護条例第11条第3項の規定により次のとおり補正を求めます。

なお、期限までに補正書の提出がない場合は、長野県行政手続条例第8条の規定により開示請求を却下することがあります。

補正を求める事項	
補正書の提出期限	年 月 日( )
補正書の提出先	
補正の参考となる情報	

(注) 補正の参考となる情報を提供できない場合は、当該記入欄を削除して使用する。

この補正要求に伴って収集する個人情報は、本件開示請求に対応するとともに、自己情報開示請求の状況等を把握し、個人情報の保護に資するために利用します。

(様式第3号)(条例第11条関係)

自己情報開示請求補正書

年 月 日

殿

郵便番号  
住 所

氏 名(法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで要求のありました件について、次のとおり補正します。

補正する事項	
--------	--

(様式第4号)(条例第16条関係)

## 自己情報の開示決定通知書

年 月 日  
第 号

様

印

年 月 日付けで開示請求のありました記録情報について、次のとおり開示することを決定したので、長野県個人情報保護条例第16条第1項の規定により通知します。

開示請求の内容	
公文書の名称	
開示する記録情報の 収集目的	
閲覧又は写しの交付等 が可能となる日時	年 月 日( ) 時以降
開示する場所	
担 当 課	

(注) 閲覧又は写しの交付等は、上記の日時以降可能です。あなたの御都合をお伺いしたいので、上記日時以降で御希望の日時を、事前に担当課までお知らせください。  
また、当日、この通知書をお持ちの上、開示する場所へおいでください。

(様式第5号)(条例第16条関係)

自己情報の一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで開示請求のありました記録情報について、次のとおり一部を開示することを決定したので、長野県個人情報保護条例第16条第1項の規定により通知します。

開示請求の内容	
公文書の名称	
開示する記録情報の収集目的	
開示しない内容	
開示しない理由	長野県個人情報保護条例第12条第 号該当
上記理由がなくなる期日	
閲覧又は写しの交付等が可能となる日時	年 月 日( ) 時以降
開示する場所	
担当課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- (注) 1 閲覧又は写しの交付等は、上記の日時以降可能です。あなたの御都合をお伺いしたいので、上記日時以降で御希望の日時を、事前に担当課までお知らせください。  
また、当日、この通知書をお持ちの上、開示する場所へおいでください。
- 2 欄は、開示しない理由がなくなる期日を明示できる場合に記入してありますので、明示された日以後に改めて請求してください。

自己情報の不開示決定通知書

年 月 日  
第 号

様

印

年 月 日付けで開示請求のありました記録情報について、次のとおり開示しないことを決定したので、長野県個人情報保護条例第16条第2項の規定により通知します。

開示請求の内容	
公文書の名称	
開示しない理由	長野県個人情報保護条例第12条第 号該当
上記理由がなくなる期日	
担当課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(注) 欄は、開示をしない理由がなくなる期日を明示できる場合に記入してありますので、明示された日以後に改めて請求してください。



(様式第7号)(条例第16条関係)

## 自己情報の開示請求拒否決定通知書

年 月 日  
第 号

様

印

年 月 日付けで提出のありました開示請求については、次のとおり記録情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒むことを決定したので、長野県個人情報保護条例第16条第2項の規定により通知します。

開示請求の内容	
開示請求を拒む理由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

自己情報の不存決定通知書

年 月 日  
第 号

様

印

年 月 日付けで請求のありました記録情報の開示については、次のとおり該当する記録情報を管理しておらず開示しないことを決定したので、長野県個人情報保護条例第16条第2項の規定により通知します。

開示請求の内容	
該当する記録情報を管理していない理由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

自己情報開示請求却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで提出のありました開示請求については、次のとおり開示請求を却下することを決定したので、長野県個人情報保護条例第16条第2項の規定により通知します。

開示請求の内容	
開示請求を却下する理由	
担当課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(様式第 10 号) (条例第 17 条関係)

### 自己情報の開示決定等期間延長通知書

年 第 号  
月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました記録情報の開示について、長野県個人情報保護条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求の内容	
延長の理由	
延長後の決定期間 (開示決定等の期限)	日間( 年 月 日( )まで)
担当課	

(様式第 11 号) (条例第 17 条関係)

自己情報の開示決定等期間特例延長通知書

年 第 号  
月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました記録情報の開示について、長野県個人情報保護条例第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求の内容	
記録情報のすべてについて開示決定等を行うことができない理由	
記録情報の相当部分について開示決定等を行う期限	年 月 日 ( )
残りの記録情報について開示決定等を行う期限	年 月 日 ( )
担 当 課	

(様式第 12 号) (条例第 18 条関係)

自己情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました自己情報の開示について、長野県個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の担当課	
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の 担当課	

(注) 記録情報の開示決定等は、移送を受けた実施機関において行います。

記録情報の開示に係る意見照会書

年 第 号  
月 日

様

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている記録情報について、長野県個人情報保護条例の規定に基づき開示請求がありました。

当該記録情報を開示することについてご意見がある場合は、別紙「記録情報の開示に係る意見書」を 年 月 日( )までに提出してください。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日( )
意見書の提出先	

提出いただく御意見に含まれる個人情報は、本件開示請求への対応のために利用します。

(様式第 14 号) (条例第 19 条関係)

### 記録情報の開示に係る意見書

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで照会のありました件について、次のとおり回答します。

開示決定に反対する意思の有無	(該当する 内にレ印を記入してください。)  有  無
開示決定に反対する理由等	(開示決定に反対する場合、開示することが適当でない部分及びその理由を記入してください。)



記録情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている記録情報について、次のとおり開示決定をしたので通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした日	年 月 日( )
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日( )
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、開示を実施する日前までに異議申立てがない場合、記録情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報が開示されます。

実施機関用・請求者用

上の欄には記入しないでください。

(様式第 16 号) (条例第 24 条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第 23 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
訂正請求の趣旨	
訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する 内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) 未成年者 ( 年 月 日生 ) 成年被後見人
法定代理人が訂正請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する 内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) 有 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証等) の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 請求の際には、訂正請求の趣旨が事実と合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。
- 3 法定代理人が請求する場合には、1 及び 2 の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
  - (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

下の欄は、記入する必要がありません。

本人確認書類の名称	運転免許証 旅券 健康保険証 その他( )
本人確認書類の番号	
備 考	

この請求に伴って収集する個人情報は、この請求に対応するとともに、訂正請求の状況等を把握し、個人情報の保護に資するために利用します。

(様式第 17 号) (条例第 24 条関係)

## 自己情報訂正請求補正要求書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで提出のありました自己情報訂正請求書については、不備があると認められるので、長野県個人情報保護条例第 24 条第 3 項の規定により次のとおり補正を求めます。

なお、期限までに補正書の提出がない場合は、長野県行政手続条例第 8 条の規定により開示請求を却下することがあります。

補正を求める事項	
補正書の提出期限	年 月 日 ( )
補正書の提出先	
補正の参考となる情報	

(注) 補正の参考となる情報を提供できない場合は、当該記入欄を削除して使用する。

この補正要求に伴って収集する個人情報は、本件訂正請求に対応するとともに、訂正請求の状況等を把握し、個人情報の保護に資するために利用します。

(様式第 18 号) (条例第 24 条関係)

## 自己情報訂正請求補正書

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで要求のありました件について、次のとおり補正します。

補正する事項	
--------	--

(様式第 19 号) (条例第 27 条関係)

自己情報の訂正決定通知書

年 第 号  
月 月 日  
日

様



年 月 日付けで訂正請求のありました記録情報について、次のとおり訂正することを決定したので、長野県個人情報保護条例第 27 条第 1 項の規定により通知します。

訂正請求の趣旨	
訂正する内容及びその理由	
訂正年月日	年 月 日( )
担当課	

(様式第20号)(条例第27条関係)

## 自己情報の一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで訂正請求のありました記録情報について、次のとおり一部を訂正することを決定したので、長野県個人情報保護条例第27条第2項の規定により通知します。

訂正請求の趣旨	
訂正する内容及びその理由	
訂正年月日	年 月 日( )
訂正しない内容及びその理由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(様式第 21 号) (条例第 27 条関係)

## 自己情報の非訂正決定通知書

年 月 日  
第 号

様

印

年 月 日付けで訂正請求のありました記録情報について、次のとおり訂正しないことを決定したので、長野県個人情報保護条例第 27 条第 2 項の規定により通知します。

訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 し な い 理 由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



(様式第 22 号) (条例第 27 条関係)

## 自己情報の訂正請求拒否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで提出のありました訂正請求については、次のとおり記録情報の存否を明らかにしないで訂正請求を拒むことを決定したので、長野県個人情報保護条例第 27 条第 2 項の規定により通知します。

訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 請 求 を 拒 む 理 由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(様式第 23 号) (条例第 28 条関係)

自己情報の訂正決定等期間延長通知書

年 第 号  
月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました記録情報の訂正について、長野県個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求の趣旨	
延長の理由	
延長後の決定期間 (訂正決定等の期限)	日間( 年 月 日( )まで)
担当課	

(様式第 24 号) (条例第 29 条関係)

自己情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました自己情報の訂正について、長野県個人情報保護条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求の趣旨	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の担当課	
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の担当課	

(様式第 25 号) (条例第 38 条関係)

個人情報保護審査会諮問通知書

年 第 号  
月 月 日  
日

様

印

年 月 日付けの開示決定等に対する不服申立てについて、次のとおり長野県個人情報保護審査会に諮問したので、長野県個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定により通知します。

公文書の名称	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日( )
担当課	

(様式第 26 号) (条例第 32 条関係)

自己情報利用中止請求書

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第 31 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり利用中止を請求します。

利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
利用中止請求の趣旨	
利用中止請求の理由	
利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する 内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) 未成年者 ( 年 月 日生 ) 成年被後見人
法定代理人が利用中止請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する 内にレ印を記入し、同意がない場合はその理由を記入してください。) 有 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証等) の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1 の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書



(様式第 27 号) (条例第 32 条関係)

### 自己情報利用中止請求補正要求書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで提出のありました自己情報利用中止請求書については、不備があると認められるので、長野県個人情報保護条例第 32 条第 3 項の規定により次のとおり補正を求めます。

なお、期限までに補正書の提出がない場合は、長野県行政手続条例第 8 条の規定により開示請求を却下することがあります。

補正を求める事項	
補正書の提出期限	年 月 日 ( )
補正書の提出先	
補正の参考となる情報	

(注) 補正の参考となる情報を提供できない場合は、当該記入欄を削除して使用する。

この補正要求に伴って収集する個人情報は、本件利用中止請求に対応するとともに、利用中止請求の状況等を把握し、個人情報の保護に資するために利用します。

(様式第 28 号) (条例第 32 条関係)

自己情報利用中止請求補正書

年 月 日

殿

郵便番号  
住 所

氏 名 (法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで要求のありました件について、次のとおり補正します。

補正する事項	
--------	--



(様式第 29 号) (条例第 35 条関係)

自己情報の利用中止決定通知書

年 第 号  
月 日

様

印

年 月 日付けで利用中止請求のありました記録情報について、次のとおり利用を中止（抹消、提供を中止）することを決定したので、長野県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定により通知します。

利用中止請求の趣旨	
利用中止の内容及びその理由	
利用中止年月日	年 月 日( )
担 当 課	

自己情報の一部利用中止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで利用中止請求のありました記録情報の一部について、次のとおり利用を中止(抹消、提供を中止)することを決定したので、長野県個人情報保護条例第35条第2項の規定により通知します。

利用中止請求の趣旨	
利用中止する内容及びその理由	
利用中止年月日	年 月 日( )
利用中止しない内容及びその理由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(様式第 31 号) (条例第 35 条関係)

## 自己情報の非利用中止決定通知書

年 月 日  
第 号

様

印

年 月 日付けで利用中止請求のありました記録情報について、次のとおり利用中止しないことを決定したので、長野県個人情報保護条例第 35 条第 2 項の規定により通知します。

利用中止請求の趣旨	
利用を中止しない理由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

自己情報の利用中止請求拒否決定通知書

年 月 日  
第 号

様



年 月 日付けで提出のありました利用中止請求については、次のとおり記録情報の存否を明らかにしないで利用中止請求を拒むことを決定したので、長野県個人情報保護条例第 35 条第 2 項の規定により通知します。

利用中止請求の趣旨	
利用中止請求を拒む理由	
担 当 課	

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(様式第 33 号) (条例第 36 条関係)

自己情報の利用中止決定等期間延長通知書

年 第 号  
月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました記録情報の利用中止について、長野県個人情報保護条例第 36 条第 2 項の規定により、次のとおり利用中止決定等の期間を延長したので通知します。

利用中止請求の趣旨	
延長の理由	
延長後の決定期間 (利用中止決定等の期限)	日間( 年 月 日( )まで)
担当課	

